

## 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく疑わしい取引の届出に係る事業者IDの発行等について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」では、宅建業者を含む特定事業者が、取引を行う顧客が犯罪収益を隠匿しようとして疑いが生じた場合等には、行政庁に届け出る義務が課せられております。この「疑わしい取引の届出」は電子申請により行うこともできますが、今年10月より電子申請に係るシステムが変更されることとなりました。

これに伴い、現在、電子申請を利用するに際して取得いただいている事業者ID及びパスワードは9月29日をもって使用できなくなることから、改めて事業者ID及びパスワードを取得していただくとともに、新システムに対応する事業者プログラムのダウンロード及びインストールをしていただく必要があります。

事業者IDの発行申請に係る手続きは、登録作業等の集中が予想されるため、事業者IDの発行申請から登録事項の通知がなされるまでに3週間程度要するとの見込みとなっております。

なお、本件についてのお問合せは国土交通省土地建設産業局不動産課に直接お問合せいただきますようお願いいたします。

国土交通省  
土地・建設産業局 不動産課 不動産指導室  
TEL 03-5253-8111 (内線 25-130)